

産業廃棄物最終処分場設置者 様

千葉県環境生活部長

(公印省略)

梅雨期及び台風期における廃棄物最終処分場の事故防止の徹底について
(通知)

廃棄物の適正処理の推進について、日頃から尽力いただき感謝申し上げます。

さて、近年は、梅雨期及び台風期において、各地で局所的大雨や集中豪雨が観測され、多数の土砂災害や浸水被害等が発生している状況です。

このような状況においては、廃棄物最終処分場の事故の未然防止や被害の軽減のため、事前に十分な備えをすることが重要です。

については、梅雨期及び台風期を迎えるに当たり、防災関係法令に基づく各種防災対策の他、下記についても留意の上、廃棄物最終処分場における事故防止のより一層の徹底について、お願い申し上げます。

記

- 1 事前に場内を巡回監視し、廃棄物の飛散、汚水の流出等の事故のおそれがある場合には、必要な措置を講ずることにより、事故の発生を未然に防止すること。
- 2 事故が発生した際の連絡体制（発見者からの連絡・報告、所長等からの対応の指示、また外部関係機関への連絡等）や、異常な事態が発生したときの基本対応について確認すること。
- 3 降雨後は、事業場ごとに定めているマニュアル等に基づき、場内の巡回監視及び水処理施設等の点検を行い、異常の有無について確認すること。
- 4 場内及びその他関連施設において事故が発生した場合には、直ちに応急の措置を講ずるとともに、県窓口へ速やかに連絡・報告すること。（なお、必要に応じて県が異常等の発生の有無について報告を求める際には、御協力をお願いいたします。）

【連絡先】

千葉県環境生活部廃棄物指導課

産業廃棄物指導室（最終処分場担当）

電 話：043-223-2697

090-8948-4068（休日夜間）

E-mail：syobungyol@mz.pref.chiba.lg.jp

事故の未然防止及び事故発生時の事業者の責務に関する法令等

廃棄物処理法

(事故時の措置)

第二十一条の二 一般廃棄物の処理施設又は産業廃棄物の処理施設で政令で定めるもの（以下この項において「特定処理施設」という。）の設置者は、当該特定処理施設において破損その他の事故が発生し、当該特定処理施設において処理する一般廃棄物若しくは産業廃棄物又はこれらの処理に伴って生じた汚水若しくは気体が飛散し、流出し、地下に浸透し、又は発散したことにより生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続くその支障の除去又は発生の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 都道府県知事は、前項に規定する者が同項に規定する応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、当該応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱

第4章 維持管理

(事故時の措置)

第26条 事業者等は、廃棄物処理施設、保管施設又はその他関連施設について、故障、破損その他の事由により事故が生じたときは、直ちに応急の措置をとるとともに、速やかに廃棄物処理施設事故報告書（別記第9号様式）により知事にその状況を報告するものとする。

- 2 前項の場合において、知事が事業者等に対し事故の拡大又は再発の防止のために必要な措置をとるべきことを指示したときは、事業者等はこれに従わなければならない。
- 3 知事は、前項の措置が完了するまでの間、当該廃棄物処理施設の操業の停止を指示することができる。

○廃棄物処理施設の維持管理に関する基準

第3 最終処分場の基準

1 共通基準

(9) 事故の防止

- イ 法第8条第2項第8号又は法第15条第2項第8号の規定による災害防止計画を遵守すること。
- ロ 常に事故の発生を防止するための巡回監視及び点検を実施し、特に地震、台風、大雨等の際には場内を巡回監視し、廃棄物の飛散、流出等の事故のおそれがある場合には、変位測定等必要な措置を講ずることにより事故等の発生を未然に防止すること。

廃棄物処理施設事故対応マニュアル作成指針

(平成18年12月 環境省廃棄物・リサイクル対策部)

- 廃棄物処理施設の設置者が個々の施設における事故発生時の対応マニュアルを作成する際の指針として、緊急連絡の方法、関係機関への報告、事故後の対応、施設従事者への教育・訓練など事故の対応に関するマニュアルを策定する際に定めるべき項目と内容及び留意点等を示したもの
- 市町村等の地方公共団体を想定して作成されているが、廃棄物処理施設を管理・運営する民間事業者についても、施設の実態に即して、本指針を活用されたい。